

平成 18 年 1 月 26 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備を行います。  
概要は次のとおりです。

「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 18 年  
2 月 8 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、  
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 18 年 2 月 8 日（水）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 18 年 2 月 8 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について

平成18年 1月26日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社による不祥事が続発する中で、改めて上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が指摘されております。</li> <li>・ コーポレート・ガバナンス情報は決算短信で他の情報と併せて開示されるため、投資者からの注目度が低く、また、記載内容は各社の裁量に委ねられている部分が多いため、比較可能性に乏しいといった問題があります。</li> <li>・ そこで、こうした点を改善し、コーポレート・ガバナンス情報等を投資者に判りやすい形で提供するため、上場制度の見直しを実施することといたします。</li> </ul>	
II. 改正概要 1. コーポレート・ガバナンスに関する開示  (1) コーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）及び基本情報等  (2) 会社経営上の意思決定、執行及び監督その他のコーポレート・ガバナンス体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株券の発行者は、以下のコーポレート・ガバナンスに関する事項について開示するものとします。</li> <li>・ 自社におけるコーポレート・ガバナンスの目的等</li> <li>・ 資本構成、企業属性その他のコーポレート・ガバナンスに影響を与えうる各社個別事情等</li> <li>・ 機関構成、組織運営等に係る事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各機関及び各種委員会等の概要                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 監査役設置会社又は委員会等設置会社の別</li> <li>b 人員構成（略歴・属性等）、会社と会社の社外取締役（監査役）等との関係</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該体制等が自社にとって適切であると考える理由や当該体制等を採用したことによる成果等についても開示するものとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>制等の状況</p> <p>(3) 株主その他ステークホルダーとの関係等</p> <p>(4) 内部統制システムの整備状況等</p> <p>(5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>c 各種委員会の設置趣旨</li> <li>② 取締役及び監査役の独立性 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 独立取締役（監査役）の有無</li> <li>b 独立性についての判断理由等</li> </ul> </li> <li>③ 経営者に対するインセンティブ関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</li> <li>b 役員報酬に関する開示の有無及び開示手段</li> </ul> </li> <li>④ 社外取締役（監査役）へのサポート体制</li> <li>・各種機能（方針及び手続き等を含みます。）に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務執行・監査・監督機能</li> <li>② 指名機能</li> <li>③ 報酬決定機能</li> </ul> </li> <li>・株主総会の活性化、議決権行使の円滑化に向けての取組み状況</li> <li>・IRに関する活動状況</li> <li>・ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況</li> <li>・内部統制システムについての基本方針及び整備・運用状況（リスク管理、内部監査、会計監査及びコンプライアンス体制等の整備・運用状況を含みます。）</li> <li>・敵対的買収防衛策の導入状況</li> <li>・その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立取締役（監査役）とは、実質的にみて、当該会社との間で客観性及び中立性が確保され、独立した判断を下すことができる取締役（監査役）をいうものとします。</li> <li>・各種意思決定に係るプロセス等が自社にとって適切であると考えられる理由についても開示するものとします。</li> <li>・内部統制システム等を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を添付資料として提出するものとします。</li> </ul>
<p>2. 開示時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレート・ガバナンスに関する開示は、平成18年5月を目途に行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開示は、全ての上場株券の発行者を対象とするものとし、その内容について</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとします。</li> </ul>	<p>は、事前に本所に報告するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の対応に伴い、決算短信でのコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとします。</li> </ul>
Ⅲ. 実施日	平成18年3月を目途に実施します。	

以 上